

○財務省告示第三百七十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十二年十一月十日

財務大臣 野田 佳彦

輸出統計品目表第二八一・一九号を次のように改める。

2811.19	—その他のもの	
100	—シアン化水素	K G
900	—その他のもの	K G

輸出統計品目表第二八一・一〇号を次のように改める。

2812.10	—塩化物及び塩化酸化物	
100	—二塩化カルボニル（ホスゲン）	K G
200	—オキシ塩化りん	K G
300	—三塩化りん	K G
400	—五塩化りん	K G

500	— — — 塩化硫黄	K G
600	— — — 二塩化硫黄	K G
700	— — 塩化チオニル	K G
900	— — その他のもの	K G

輸出統計品目表第二八五三・〇〇号を次のように改める。

2853.00	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	
100	— 塩化シアン	K G
900	— その他のもの	K G

輸出統計品目表第二九〇四・九〇号を次のように改める。

2904.90	— その他のもの	
100	— トリクロロニトロメタン（クロロピクリン）	K G

900 — — その他のもの KG

輸出統計品目表第二九二〇・九〇号を次のように改める。

2920.90	—	その他のもの	
100	—	珪りん酸トリメチル	KG
200	—	珪りん酸トリエチル	KG
300	—	珪りん酸ジメチル	KG
400	—	珪りん酸ジエチル	KG
900	—	その他のもの	KG

輸出統計品目表第二九二二・一三号を次のように改める。

2922.13	—	トリエタノールアミン及びその塩	
100	—	トリエタノールアミン	KG
900	—	その他のもの	KG

輸出統計品目表第二九二二・一九号を次のように改める。

2922.19	—	その他のもの	
100	—	エチルジエタノールアミン	KG
200	—	メチルジエタノールアミン	KG

― | 900 | ―― | その他のもの

| K G |

輸出統計品目表第三六〇五・〇〇号を次のように改める。

| 3605.00 | 000 | マッチ (第36.04項の火工品を除く。)

| K G (1 |
| . C .) |

輸出統計品目表第五二〇八・一一号中

「 | 100 | ―― | 金巾

| S M |

| K G |

| 」を

削る。

輸出統計品目表第五二〇八・一二号中

「 | 100 | ―― | 金巾

| S M |

| K G |

| 」を

削る。

輸出統計品目表第五二〇九・一一号を次のように改める。

| 5209.11 | 000 | ―― | 平織りのもの

| S M |

| K G |

輸出統計品目表第五二〇九・五一号中

「 | 100 | ―― | 粗布及び細布

| S M |

| K G |

| 200 | ―― | 金巾

| S M |

| K G |

| 」を

削る。

輸出統計品目表第五四〇七・一〇号中

「	200	— ポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のもの	S M	K G	」を
---	-----	------------------------------	-----	-----	----

削る。

輸出統計品目表第五四〇七・四二号中

「	200	— クレープ	S M	K G	」を
---	-----	--------	-----	-----	----

削る。

輸出統計品目表第五四〇七・六九号を次のように改める。

5407.69	— その他のもの		
	— 漂白していないもの及び漂白したものの		
120	— クレープ	S M	K G
190	— その他のもの	S M	K G
200	— 浸染したもの	S M	K G
	— 異なる色の糸から成るもの		
320	— クレープ	S M	K G
390	— その他のもの	S M	K G

— | 400 | — | — | なせんしたもの | S M | K G | — |

輸出統計品目表第五八〇六・三二二号を次のように改める。

5806.32 | — | — | 人造繊維製のもの | — | — | K G | — |

100 | — | — | 合成繊維製のもの | — | — | K G | — |

200 | — | — | 再生繊維又は半合成繊維製のもの | — | — | K G | — |

輸出統計品目表第六〇〇一・一〇号を次のように改める。

6001.10 | 000 | — | ロングパイプ編物 | S M | K G | — |

輸出統計品目表第六八一・二〇号を次のように改める。

6813.20 | 000 | — | 石綿を含有するもの | — | — | K G | — |

輸出統計品目表第六九一・〇〇号中

「 | — | 200 | — | 台所用品 | D Z | K G | — | 」を

削る。

輸出統計品目表第七三二五・一一号を次のように改める。

7315.11 | — | — | ローラーチェーン | — | — | K G | — |

100 | — | — | 自転車に使用する種類のもの | — | — | K G | — |

200 | — | — | 自動車エンジン又はモーターサイク | — | — | K G | — |

		ルに使用する種類のもの						
	900	---	その他のもの					

輸出統計品目表第八四四七・一一号を次のように改める。

8447.11	000	---	シリンダーの直径が165ミリメートル以下のもの					

輸出統計品目表第八四七一・七〇号中

	200	---	フレキシブルゲイスク装置					

削る。

輸出統計品目表第八五二二・九〇号を次のように改める。

8522.90	000	---	その他のもの					

輸入統計品目表第二八一・一九号中

	900	---	その他のもの					

			---	その他のもの				
			---	シアン化水素				
			---	その他のもの				

改める。

輸入統計品目表第二八二一・一〇号を次のように改める。

2812.10	— 塩化物及び塩化酸化物	
010	— 二塩化カルボニル (ホスゲン)	K G
020	— オキシ塩化りん	K G
030	— 三塩化りん	K G
040	— 五塩化りん	K G
050	— 一塩化硫黄	K G
060	— 二塩化硫黄	K G
070	— 塩化チオニル	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二八五三・〇〇号を次のように改める。

2853.00	その他の無機化合物 (蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。) 、液体空気 (希ガスを除いてあるかないかを問わない。) 、圧搾空気及びアマルガム (貴金属のアマルガムを除く。)	
---------	---	--

010	— 塩化シアン	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九〇四・九〇号を次のように改める。

2904.90	— その他のもの	
010	— トリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九二〇・九〇号を次のように改める。

2920.90	— その他のもの	
010	— 炭酸エステル及びその誘導体	K G
020	— 珪りん酸トリメチル	K G
030	— 珪りん酸トリエチル	K G
040	— 珪りん酸ジメチル	K G
050	— 珪りん酸ジエチル	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九二一・一三号を次のように改める。

2922.13	— トリヒタノールアミン及びその塩	
010	— トロヒタノールアミン	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九二二・一九号を次のように改める。

2922.19	— その他のもの	
	— アミノアルコール	
011	— エチルジヒタノールアミン	K G
012	— メチルジヒタノールアミン	K G
019	— その他のもの	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九二四・一九号を次のように改める。

2924.29	— その他のもの	
010	— アスパルテーム (アスパルタム (INN))	K G
090	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九三二・一九号を次のように改める。

2932.19		— — その他のもの	
010		— — スクラロールス	K G
090		— — その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九三四・九九号を次のように改める。

2934.99		— — その他のもの	
010		— — スルトン及びスルタム	K G
091		— — その他のもの	
		— — アセスルファミカリウム (INN)	K G
		— —)	K G
099		— — その他のもの	K G